

鳥取県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年10月28日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鳥取市	農村総合整備事業 東郷地区 暗渠排水	平成16年3月27日
〃	農村総合整備事業 東郷地区 農業用排水	平成17年7月4日
〃	農村総合整備事業 東郷地区 区画整理	平成17年8月11日
〃	単県農業農村整備事業 八ノ尾澤地区 区画整理	平成17年3月28日